

環政評発第 2309011 号

令和 5 年 9 月 1 日

経 済 産 業 大 臣 殿

環 境 大 臣

(公 印 省 略)

合同会社 NRE-46 インベストメント「(仮称) 真庭太陽光発電
事業 環境影響評価準備書」に係る意見照会について (回答)

令和 5 年 7 月 3 日付け 20230227 保第 6 号をもって意見を求められた標記
について、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

「(仮称) 真庭太陽光発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、合同会社NRE-46インベストメントが、岡山県真庭市において、最大で出力68,640kWの太陽電池発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月22日閣議決定)では、2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこととしている。太陽電池発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

本事業は、運営を終了したゴルフ場の跡地を対象事業実施区域に設定している。太陽電池発電設備の設置に当たっては、ゴルフ場周囲の樹林を残置することに加え、既存の調整池を利用するなど開発済みの土地等を有効活用するとともに、方法書手続から準備書手続にかけての対象事業実施区域の絞り込みの過程において、土地の安定性への影響を鑑み、懸念のある区域への太陽電池発電設備の設置を取り止めるなど、環境の保全についての一定の配慮が認められる。

一方で、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されていることから、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限りリサイクルするなど適正な処理を行うことが必要である。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性

の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

○廃棄物等について

本事業では、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成 30 年 12 月環境省）等を確認し、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。また、止むを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とすること。